

# 11月は児童虐待防止推進月間です!

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が深刻な問題になっています。このような現状のもと、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護として、親が児童の「しつけ」に際して体罰禁止のほか、児童相談所の機能強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が今年4月に施行されました。

虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもを守っていきましょう。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または福祉課に相談・通告をお願いします。

## 児童虐待は4つに分類されます

### ①身体的虐待

- 殴る ● 蹴る ● たばこの火を押し付ける
- 戸外に締め出す など

※生命に危険が及ぶおそれもあります

### ②性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行
- ポルノ写真などの被写体を強要する など

### ③ネグレクト

- 適切な食事を与えない
- 極端に不潔な環境の中で生活させる
- 重大な病気やけがをしていても、病院に連れて行かない など

※保護者としての監護を著しく怠っていること

### ④心理的虐待

- ことばでこわがらせる、脅迫する
- 他のきょうだいと比べて著しく差別する
- 子どもの前で配偶者などに暴力をふるう など

## 相談・通告に関する Q&A

- Q. 誰が通告できるの(通告するの)?  
A. 地域に住むみんなの義務です。

「児童虐待防止法」は、社会全体で子どもを守る仕組みを示した法律です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務が定められています。

- Q. 通告は、匿名でもいいのでしょうか?  
A. はい。通告した人の秘密は守られます。

通告は電話でも手紙でもかまいません。通告した人のプライバシーは法律によって保護されていますので、ご安心ください。

また、通告された内容を調査した結果、虐待ではなかった場合でも、通告した人が責められる(罰せられる)ことはありません。

## 相談・通告窓口

### 《伯耆町役場 福祉課 福祉支援室》

- 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで TEL:0859-68-5534
- 夜間・休日も担当者に取り次ぎます 宿直 TEL:0859-68-3111

### 《米子児童相談所》 〒683-0052 米子市博労町4丁目50 TEL:0859-33-1471

### 《児童相談所全国共通ダイヤル》 189 いちはやく ※管轄の児童相談所に転送されます。

